

2. 特定車両停留施設について

① 特定車両停留施設の概要

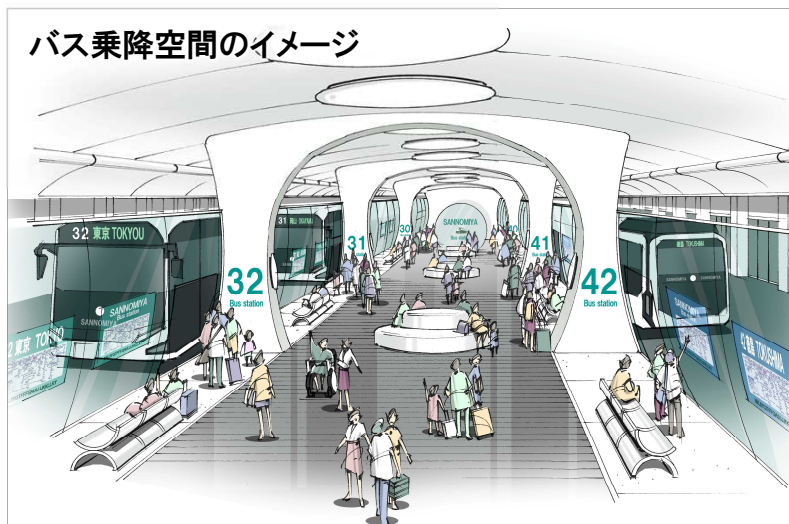
特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け

事業者専用の道路施設の構築

- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、新たに道路附属物として位置付け
 - 施設を利用できる車両の種類を道路管理者が指定する
 - 車両を停留する際にあらかじめ道路管理者が許可する
 - 道路管理者が停留料金を徴収することができる 等

バス乗降空間のイメージ



出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画

③ 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（指定・公示）

- 特定車両停留施設に停留できる車両（特定車両）は、国土交通省令で規定（§2②(8)）
- 道路管理者は、特定車両の中から各特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定し、公示（§48の30）
- 都道府県公安委員会への意見聴取を行う（§95の2）際は、車両の種類を明らかにして実施

自動車運送事業

【道路運送法（昭和26年法律第183号）】

旅客自動車運送事業（§2③） 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業

一般旅客自動車運送事業（§3(1)） 特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業

一般乗合旅客自動車運送事業
（§3(1)イ）

乗合旅客を運送

路線バス

一般貸切旅客自動車運送事業
（§3(1)ロ）

一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員（11名）以上の自動車を貸し切つて旅客を運送

貸切バス

一般乗用旅客自動車運送事業
（§3(1)ハ）

一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員（11名）未満の自動車を貸し切つて旅客を運送

タクシー

特定旅客自動車運送事業
（§3(2)）

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業

送迎バス

【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）】

貨物自動車運送事業（§2①）

一般貨物自動車運送事業
（§2②）

他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のもの

特定貨物自動車運送事業
（§2③）

特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業

貨物軽自動車運送事業
（§2④）

他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業

上記赤字の車両の中から、特定車両停留施設ごとに指定して公示
※ 公示する内容：特定車両停留施設の名称、指定をしようとする日

2. 特定車両停留施設について

④ 停留料金の徴収

- 道路管理者は、特定車両を停留させる者から停留料金を徴収することが可能（§48の35①）
- 停留料金の額は、法律で規定される原則によらなければならない（§48の35②）

道路法における規定

（特定車両停留施設の停留料金及び割増金）

第48条の35 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。

停留料金の額の原則

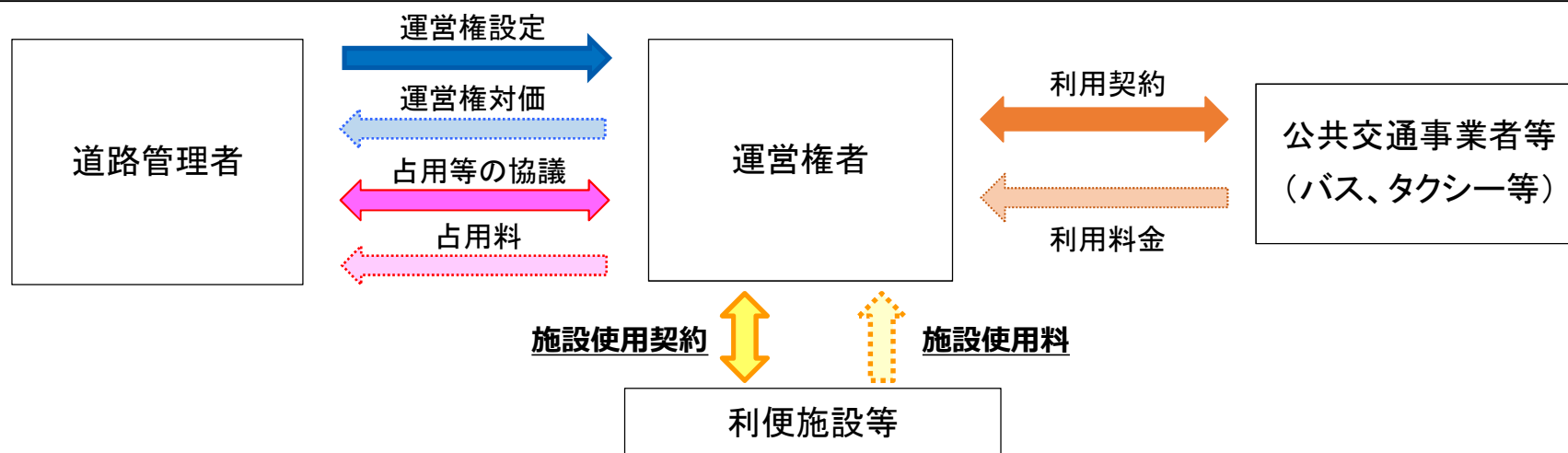
基準	内容
①特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	○特定の者に対して合理的な理由なく低額の料金又は高額の料金を定めることにより、特定車両停留施設の利用者を不当に差別するような料金の額であつてはならない。
②特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。	○特定車両を停留させる者の負担能力からみて極めて高額の料金を設定し、その利用を事実上不可能とするような料金の額であつてはならない。
③特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に2両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。	○周辺の車両を停留させることができる施設の利用料金に比べて著しく低額であることにより、当該施設の業務を圧迫するような停留料金の額であつてはならない。

※ コンセッションの導入時、運営権者が設定する利用料金にも同じ原則が適用される

2. 特定車両停留施設について

⑦コンセッション制度

- 特定車両停留施設では「コンセッション（公共施設等運営権）制度」の活用が可能
- 運営権者が利用料金を自らの収入として収受
- 道路法24条の工事、道路占用のうち、省令で定める行為については、運営権者と道路管理者の協議の成立で、承認・許可があったものとみなす



協議の成立で承認・許可があったとみなされる行為

法24条の工事	道路占用
○停留場所、乗降場、待合所、荷扱場の増設 ○道路の工事・除草・除雪・維持 ※特定車両停留施設の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る	○案内の標識 ○食事施設 ○購買施設 ○利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設



【参考】特定車両停留施設の構造及び設備の基準

箇所	項目	基準の内容		
		トラック	バス	タクシー
特定車両用場所	構造耐力	■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造 ■設計自動車荷重:トラック 245kN	■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造 ■設計自動車荷重:バス 196kN	■特定車両の荷重・その他の荷重・地震等に対して安全な構造 ■設計自動車荷重:タクシー 30kN
	特定車両の出口及び入口	■接続場所 ・駐停車禁止場所(道路交通法第44条)、橋、幅員が6.5m未満である道路又は縦断勾配10%を超えるものである道路に接しない ・道路の曲がり角又は幅員が20m以上の道路との交差点から30m以上離す(停留場所が11以上で幅員20m以上の道路に接する場合) ※公安委員会と協議して道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については、適用しない ■すみ切り:必要に応じてすみ切りを行う ■視認性の確保 車両が当該出口に接した場合に、車両中心線上1.2m離れた位置の地上1.7mの点で、左右にそれぞれ80° の範囲を確認可能 ※信号機、反射鏡等の保安設備を設置するときはこの限りでない	■接続場所 ・駐停車禁止場所(道路交通法第44条)、橋、幅員が6m未満である道路又は縦断勾配12%を超えるものである道路に接しない ・道路の曲がり角又は幅員が20m以上の道路との交差点から30m以上離す(停留場所が11以上で幅員20m以上の道路に接する場合) ※公安委員会と協議して道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については、適用しない ■すみ切り:必要に応じてすみ切りを行う ■視認性の確保 車両が当該出口に接した場合に、車両中心線上1.2m離れた位置の地上1.2mの点で、左右にそれぞれ80° の範囲を確認可能 ※信号機、反射鏡等の保安設備を設置するときはこの限りでない	
	諸設備の配置	誘導車路、操車場所、停留場所、乗降場、待合所、荷扱場その他の設備の配置が利用者の利便を著しく阻害しない		
	誘導車路及び操車場所	■誘導車路 ・幅員6.5m以上(一方通行の場合、幅員3.5m以上) ・有効高4.1m以上 ・屈曲部:特定車両が円滑に回転できる構造 ・傾斜部の勾配は10%を超えてはならない ※やむを得ない場合、12%以下とすることができる ■操車場所 ・形状・広さ:規模・構造に適応したもの ・有効高・傾斜部の勾配:誘導車路と同様	■誘導車路 ・幅員5.5m以上(一方通行の場合、幅員3.5m以上) ・有効高3m以上 ・屈曲部:特定車両が円滑に回転できる構造 ・傾斜部の勾配は12%を超えてはならない ■操車場所 ・形状・広さ:規模・構造に適応したもの ・有効高・傾斜部の勾配:誘導車路と同様	
	停留場所	・長さ12m以上、幅3m以上とし、区画線等で位置を明示 ・面の勾配1.5%未満 ・有効高4.1m以上	・長さ6m以上、幅2.5m以上とし、区画線等で位置を明示 ・面の勾配1.5%未満 ・有効高3m以上	

【参考】特定車両停留施設の構造及び設備の基準

箇所	項目	基準の内容		
		トラック	バス	タクシー
旅客用場所	旅客用場所		・旅客用場所と特定車両用場所は共用しない ・旅客通路と特定車両用場所を共用する場合は、警報設備の設置等の措置 ・旅客用場所（乗降場を除く）、特定車両用場所、特定車両用場所と共用する旅客通路は、それぞれ柵、区画線等により区分	
	乗降場		・幅80cm以上 ・接する特定車両用場所の面上10cm以上20cm以下の高さを有するもの、柵等の遮断設備により特定車両用場所と区分	
	避難設備		・建築物部分で、直接地上へ通じる出入口のない階に旅客の集合する設備を設ける場合は、建築基準法施行令に規定する避難階段と同等以上の避難設備を設置	
その他設備	排水設備	・建築物である部分を除き、側溝等の排水設備を設置		
	換気設備	・空気中の一酸化炭素の占める割合を0.01%以下に保つことができる換気設備を設置		
施設の機能	交通結節機能の高度化のための構造		・鉄道その他の公共交通機関を利用する旅客のための施設（旅客施設）に隣接もしくは近接等する特定車両停留施設は、交通結節機能の高度化を図るため、当該施設と旅客施設との間を往来して公共交通機関相互の乗継ぎを行う旅客の利便の増進に資するよう旅客用場所を配置すること等、適当な方法により、当該旅客の乗継ぎを円滑に行うことができる構造とするように努める	
	災害時対応のための構造及び設備		・災害が発生した場合において、当該旅客特定車両停留施設及びその周辺の旅客を一時的に滞在させる構造とするように努める ・旅客の移動のための交通手段に関する情報、指定避難所の場所に係る情報等を提供するための設備を設けるように努める	